

【個人住民税の特別徴収（給与天引き）】

特別徴収義務者である事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収（給与天引き）しなければならないことが法令などにより義務付けられています。一定の要件を満たす事業主を除き、特別徴収義務者には一斉指定を行います。各事業主の方へ郵送している年末調整関係書類などを事前にご確認いただき特別徴収（給与天引き）を行なってください。

問 税務課市民税係 名（2階）

☎01654③2111（内線3201～3203）

【年末調整関係書類】

税務署から11月上旬（予定）に各事業所、事業主の方へ郵送されます。各種用紙は次の場所で配布しています。

- ※1 各種申告書（扶養控除等（異動）申告書など）は国税庁ホームページからダウンロードできます。



国税庁ホームページ▲

配布書類	配布場所
給与支払報告書 ・総括表	市役所 (名寄庁舎・風連庁舎)
支払調書	税務署
その他様式（※1）	

作成した書類はそれぞれ提出場所が違います。期限までに作成して提出してください。

◆提出期限

令和8年2月2日（月）

- ※2 支払調書は金額の多少に関わらず全ての支払いに関して提出してください。

提出書類	提出先
給与支払報告書 ・総括表	市役所 (名寄庁舎・風連庁舎)
合計表、支払調書、 源泉徴収票など（※2）	税務署

問 税務課市民税係 名（2階）

☎01654③2111（内線3201～3203）

地域住民課総務税務係 風（1階）

☎01655③2510（内線2123・2125）

名寄税務署 調査部門

☎01654②2157（代表）

【税の申告はeLTAXがオススメ】

eLTAXは地方税の申告・申請・届出・納付の手続きをインターネットを利用して行うシステムです。eLTAXを利用することにより、市役所に行かずに自宅やオフィスなどから直接手続きを行うことができます。詳しい内容は地方税共同機構のホームページまたは電話で問い合わせください。



▲地方税共同機構
ホームページ

問 地方税ポータルシステム

☎0570-081459

【償却資産の申告】

固定資産税の償却資産申告書を12月上旬に各事業所、事業主へ郵送します。必ず期限内に必要な事項を記入し、提出してください。

◆提出期限

令和8年2月2日（月）

問 税務課資産税係 名（2階）

☎01654③2111（内線3204・3205・3209）

